

質 問	市長の回答	対応状況
<p>【市街化調整区域について】</p> <p>日曜日に運動会を行った。人が集まるか不安であったが、いろいろなところに呼びかけを行ったところ、市内外の子や孫を連れて、多くの人に来てくれた。舞野町は市街化調整区域ということで、家を建てることのできない。以前、法律的に難しく時間がかかるということを知った。田はしょうがないが、もう、高齢化で畑を作る人はおらず、草ばかりである。畑・原野だけでも家が建てられるようにしてもらいたい。</p>	<p>調整区域すべてが家が建てられないということではない。建てられる所、全く建てられない所、建てられる人、このあたりをもっとわかりやすく伝える必要がある。</p> <p>天下地区では、現在、河川の拡幅をするため、転居を検討しないといけない人がいる。地区からは地区内で転居して欲しいという意見もあり、天下地区ならここなら建物が建てられるという相談に対応しているところである。ただし、法律上ダメとなっている部分は難しい。よって、ケースによっては大丈夫というところから取り組んでいきたいと思っている。</p> <p>また、農業地域に人に住んでもらうために、農業をしていない人が転居と同時に農地を取得・借りる場合の農地の面積要件について、県内を見ても高い基準であったことから要件の緩和を検討しているところである。</p> <p>この2つのルートで農業地域に人に住んでいただく取り組みを進めているところである。</p>	<p>市街化調整区域は、都市計画法に基づき、都市化を抑制すべき区域と定められた区域であり、原則として自由に建物を建てることはできません。</p> <p>また、人口減少社会の現在では、基本的に市街化区域の拡大もできない状況にあります。</p> <p>しかしながら、舞野町の一部区域には都市計画法に基づく「指定既存集落」が定められており、10年以上同集落内に居住している方は、その集落内及び近辺において、自己用の住宅に限り都市計画法の許可を受けて建物が建てられますが、登記簿地目だけでなく現況が農地と判断される土地を宅地として利用するには、農地法に伴う転用の許可も必要となります。ぜひ市にご相談下さい。</p>

質 問	市長の回答	対応状況
<p>【高齢者向けの福祉対策について】 現在、放課後子ども教室にサポーターとして行っているが、親子とサポーターの考え方が違う。子どもは贅沢放題であり、忘れ物はするし、その忘れ物を取りにも来ない。親に言っても親も取りに来ない。贅沢化が進んでいる。そんな状況なのに、少子化対策と言って、なぜお金を払わないといけないのか。高齢者に払って欲しい。いくら少子化とは言っても、親を甘やかさないようにして欲しい。国は子を増やせといっている。そんなことをしたら、子は増えないと思うし、矛盾している。もう少し、高齢者向けの福祉を手厚くして欲しい。</p>	<p>少子化対策だけではなくバランスをとっていき、それぞれの世代の人たちが生きがいややりがいを見出して、希望を持って頑張っていくことが必要であると考えている。同時に、長年人生を頑張ってきた方々が安心して生活できるよう介護の充実や交通という部分など力を入れていく必要があると思っている。 今、学校では土曜授業を2ヶ月に1回行っているが、先生方は教科を教えるプロであっても、地域のことに詳しいわけではないので、地域の人たちに土曜授業を任せて、地域の子どもたちがたくましく育つというような、地域の生活の中で子ども達を育てるというような中身にできないかという問題意識を持っており、教育委員会とも話をしているところである。それが実現する方向になってくれば、学校とは違ったところで地域の大人たちと触れ合い、人として大切なことを学ぶ、そういったことをもっともっとやっていく必要があると思っている。佐藤さんに取り組んでいただいている分野は、さらに充実させていきたいと考えているし、それは同時に長年人生を頑張っておられた方々の活躍する場として力を発揮していただきたい。</p>	<p>本市では高齢者の皆様がお住いの地域で健康で元気に暮らしていけるよう、健康長寿のまちづくりをすすめており、高齢者の社会参加、介護予防、介護サービスの各事業の充実を図っております。また、市独自の「なんでも総合相談センター」による年中無休の相談対応や保険料を市が負担する認知症保険、さらには全国的にも珍しい県北市町村連携による成年後見の推進なども行っています。今後も皆様の豊富な経験に基づくご意見を伺いながら福祉施策の充実に向けてまいります。また、現在、学校・地域・家庭に加え、第4の存在「延岡こども未来創造機構（仮称）」を設立し、子どもたちの「人間力」さらには親の学びも推進する考えであり、ご指摘の問題についても新たな仕組みをつくって解決に向け取り組んでいきます。</p>

質 問	市長の回答	対応状況
<p>【竜巻被害について】 竜巻で約500世帯が被害を受けた。最近、竜巻災害の義捐金で夕刊デイリー新聞社に行ったら、被害が小さくて日赤では竜巻被害の義捐金を扱っておらず、市が取り扱っていると聞いた。このような方法で、延岡市が義捐金集めをして、3月末までにどれくらい集まるのだろうかと思った。</p> <p>みんなで竜巻被害の方を助けてあげたい。よそのことも気になるが、まずは延岡市民である。市民全体で助ければ大きな力になり、被災者も希望が湧いてくると思う。是非、そういう行動が起こせないかと思う。</p>	<p>竜巻災害の支援策については、現在、まとめているところである。昨日も東京に関係省庁と協議を行ってきた。災害救助法という法律があり、被害世帯数が適用の要件となっているのだが、国としてはこの法律の適用とならない被害について対応することはできないという見解であった。背景には、今年は東日本を中心に大きな台風災害が多発したこともあり、個別の支援策を検討することは不可能であり、災害救助法という制度にのっとして画一的に実施する方針であると考えている。</p> <p>現在、国への支援要望とあわせて、市独自の支援策も検討しており、県との協議も進めているところである。しっかり提案したいと思う。</p> <p>義援金は集まってきているので、この使い道は委員会を作って外部の人たちにも入ってもらって決めていこうと考えている。</p> <p>別の話になるが、災害救助法という概念とは別に激甚災害というものがある。延岡市はすでに激甚災害の指定をすでに受けており、これによって、一般家屋は対象にならないが、農家への支援については輪郭がはっきり見えてきたところである。よって、農家の方には支援の姿を見せることができるようになりつつある。一般家庭は市独自で制度を作るので、いつ頃とははっきり言えないが、可能な限り早く示したいと思っている。</p>	<p>令和元年竜巻災害につきましては、マスコミ等で大きく報道されたこともあり、全国の皆様から多くの義援金が市に寄せられています。市が受け入れた義援金については、外部の有識者等を含めた義援金配分委員会において、配分額や配分方法等を検討し、被災された世帯の皆様にお配りいたします。また市独自の被災家庭支援を打ち出し、スピーディーな対応を行ってきたところであります。</p>

質 問	市長の回答	対応状況
<p>【水の備蓄について】 南海トラフ地震の発生可能性がよく言われているが、予想震源域の場所を見ると、発生した場合は大きな津波被害が発生すると考えられる。自分はボランティアで福島県いわき市に1か月行っていたのだが、水道がどうという問題ではなくて、家がなくなっていた。もはや水道管の耐震化どころではない状況であった。水道管の耐震化も重要だが避難場所に水があるかどうかというのが1番重要であると考え。災害はいつくるかわからないので、水の備蓄をしっかり行って欲しい。</p>	<p>水については計画的に購入している。ある箇所に集約しており、被害が発生したときに、その場所に持っていくようにしている。様々な場所に配置すると莫大な予算が必要となる。やればいいことなのかもしれないが、それが原因で他の事業ができなくなってもいけないので、計画的に増やしながらか市の防災拠点に集約して必要な所にだせるようにするという段階である。</p> <p>水は5年間しかもたないの、あまり買いすぎると無駄になってしまう。各地区でも水を買ってもらい、役所と連携して配置する仕組みができればと考えている。まだまだ、途上の状態なので、しっかり取り組みたい。</p>	<p>県の備蓄計画では、南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、飲料水等は県・市・市民で1/3ずつ備蓄することになっており、家族3日分（可能な限り1週間分）の備蓄を呼び掛けています。</p> <p>市も10年保存の飲料水を計画的に購入し続けていますので、市民の皆さんも家庭内備蓄に努めていただきますよう、ご協力をお願いします。</p> <p>【危機管理室】 ○「災害用備蓄品配備事業」 【増額】 (R2年度予算：6,142千円)</p>
<p>【県立高校の入試について】 自分は、東海コミュニティセンターで塾の講師をしているのだが、生徒にしろやま支援学校に通う聴覚障害の生徒がいる。県立高校入試の中に英語のリスニングがある。これに代わる筆記問題を準備してもらえるのか県に問い合わせているのだが、答えがもらえていない状況である。1人のためになってしまうが、県へのはたらきかけをして欲しい。</p>	<p>状況を把握していないので、県の方に問い合わせを行いたい。</p>	<p>県立しろやま支援学校へ問い合わせたところ、昨年度に同様な事案があり、状況に応じた対応を行ったとのことである。今回のケースについても、保護者から直接同校へ相談してもらえれば、学校を通して県の高校教育課等へ確認するなど対応策について話をすることができるようです。</p> <p>いずれにしても市教委としては、保護者と在籍校と県教育委員会できよりよい解決策について協議していくものと考えています。</p>

質 問	市長の回答	対応状況
<p>【農機具の税金について】 農機具の税金について、農機具については使用時期が限られるので、税金を安くして欲しい。</p>	<p>法律上課税をしないといけないものであり、市独自で減税などができないものである。法律で決まっているものについては、市ではどうしようもできない。水道料金やゴミ袋などは市の独自の裁量のできるのであるが、税については国の法律で決まっていることなのでご理解をいただきたい。</p>	<p>最高速度が時速35km未満のトラクター・コンバイン・田植え機等の農耕作業用車は、道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車に該当するため、地方税法第443条の規定により、道路を走行することの有無や年間の使用回数に関わらず、所有されている方に軽自動車税種別割が課税（年額2,400円/台）されます。</p> <p>なお、広報のべおかやJAのべおかの広報紙、市ホームページ、FMのべおか等で広く周知を行うとともに、農機具販売店に周知チラシを配置し、購入者への配布をお願いしています。</p>
<p>【市道の舗装について】 むかばき青少年自然の家には、県外の方も含めて様々な人が訪れているのだが、そこに向かう道路舗装の状態が悪い。舗装のしなおしはできないのか。</p>	<p>道路の悪い箇所は市内に多数あり、状態の悪いところから修繕を行っている。今年度は道路修繕の予算を増やして取り組んでいるが、まだまだいきわたっていない部分がある。指摘のあった道路についても実際に見て、急ぐべき場所から順次対処したいと思う。</p>	<p>令和元年度に関しては応急的な補修を8か所実施し、令和2年度は特に状態が悪い一部を、全幅舗装にて実施します。</p>